

「学校いじめ防止対策基本方針」

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年度 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（法：第 2 条）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

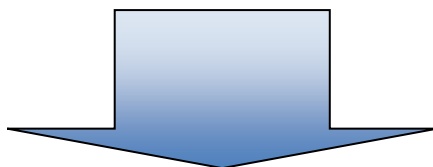
(2) 教員の心構え〔方針〕

『いじめは、どの子にも起こり得るものであり、自分からは言いづらいものである。また、見ようと思って見ないと見つからないものである。そのため、我々教員は、日常生活の中で生徒の心の声を聞き取り、小さな変化に気づくことが大切である。

そのために、生徒一人一人が人格のある人としてその個性と向き合い人権を守り教育活動をする。』

求める生徒像

きちんと授業、部活動に参加	(規律)
基礎的な学力を身に付ける	(学力)
認められているという実感を持つ	(自己有用感)



具体的な方針

①未然防止 ②早期発見・早期対応 ③教員間の連携 ④保護者との連携
④関係機関との連携

キーワード : 居場所づくり 絆づくり 自己有用感

2 いじめ防止に対する基本的な方針

(1) 具体的ないじめの対応

① 「未然防止」をするために、

生徒たちの「居場所」や生徒同士の「絆」を作るための働きかけが必要である。

【教務関係】授業規律を整えるとともに、わかる授業の展開・確立をする。

- ・クラス内における自分の位置（居場所）作り
- ・「わかった、できた」と思える達成感を味わうことができる授業。

【特別活動関係】楽しいと思える学級活動・生徒会活動・学校行事の推進を図る。

- ・みんなで協力して何かを作り上げる楽しさを感じさせる。
- ・HR 活動の工夫により、生徒間コミュニケーション力を育成する。
- ・共感的な人間関係の構築と自発性や自治力を育成する。
- ・部活動内における人間関係の構築。
- ・相手の立場に立ち、物事を考える力を育成する。

【生徒指導関係】学校生活における規律を正し、帰属意識・規範意識を持たせる。

また、自他の生命の大切さと人権の尊重の心を育成する。

- ・基本的な生活習慣全般の指導を行い、生徒が主体的に授業や行事に参加できるように指導する。
- ・自他の生命を尊重し、人権・人格を侵害しない心を育成する。
- ・マナーとモラルに関する指導から、どうすると迷惑とを感じるのか。何をすると苦痛とを感じるのかを教える。
- ・自分の行動がどのようなリスクを招くか、常に考える力を育成する。

【進路指導関係】進路目標を持たせる指導から、自分の方向性や目的意識を育成する。

- ・産業社会と人間の授業において、自分を知る（生き立ち・性格・学力等）。
- ・進路決定により、学校生活に目標を持たせる。
- ・インターンシップ等により、社会における規律を習得させる。

【渉外関係】いじめ問題について、保護者も理解を深める。

- ・いじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・教員と保護者との連携を密にし、いじめ撲滅を推進する。

②「**早期発見・早期対応**」をするために

生徒の欠席遅刻状況や生徒の顔つき・目つきなど、小さなサインも見逃さないように観察をし、学校に行きたくないと思う心の変動の原因を探ることが必要である。

【教務関係】HR 担任と連携を図り、生徒の変化を見逃さない。

- ・HR 担任が、毎朝の SHR で出欠状況や生徒の言動などを観察する。小さな変化も見逃さず、原因の追究をする。
- ・授業の参加状況（集中力、居眠り、顔つき・目つきの変化、言動など）の観察。また、他生徒への発言や行動に対しての言葉のかけ方にも注意する。
- ・教員間で情報を共有し、連携して素早く対応する。

【特別活動関係】部活動が盛んである本校にとって、部活動内での問題も少なくない。部顧問と担任連携を図り、人間関係の構築を図る。

- ・先輩、後輩、同僚との人間関係。指導と権力の誤解がないようにする。
- ・部のリーダーとの連携を図る。
- ・報告、連絡、相談をしっかりとさせる。
- ・各部活動において目的・目標を明確にし、実現に向けて努力する姿勢を養う。

【生徒指導関係】教育相談体制を整え、全ての教員が対応できるようにする。

- ・個人懇談において、HR 担任は生徒の心を探ると共に悩みを聞き出す。
 - ・迷惑調査を実施し、生徒間の様子を知る。また、クレペリン検査によって個々の生徒の人間性等を知り、指導に有効活用できるように職員研修を行う。
- 4 月：クレペリン検査。 5 月、11 月、2 月：迷惑調査 3 回。

③「**教員間の連携**」をするために

情報共有の場を設け、組織で対応する。

- ・小さなサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を行う。
- ・相手の立場に立った、人間味ある温かい指導に心掛ける。
- ・1 人の教員だけで抱え込まず、組織で対応する。委員会の設置。
- ・慎重にかつ注意深く進め、焦らない。正確な事実確認が必要である。

④「**保護者との連携**」をするために

電話連絡や必要に応じて家庭訪問または保護者来校依頼し、一緒になって子供を見守る。

- ・何か気づいたときには連絡をし、未然防止に繋げる。
- ・いじめ事実を把握した場合は、指導・援助の現状や今後の方向と見通しを伝え、一緒になって解決に向かう。
- ・学校でできること。家庭でできることを明確にし、協力を依頼する。

⑤「**関係機関との連携**」をするために

事実内容から必要に応じて地域担当生徒指導主事と連絡を密にし、連携を図る。

- ・いじめを認知した時、地域担当生徒指導主事と連携を図り、迅速に対応する。
- ・被害者救済や保護、二次被害防止、再発防止に全力で当たる。
- ・犯罪性の高い場合は、必要に応じて警察と連携を図る。
- ・人間形成、障がいなどが関係する場合は、専門機関との連携を図り、専門的な角度から総合的に判断し対応する。

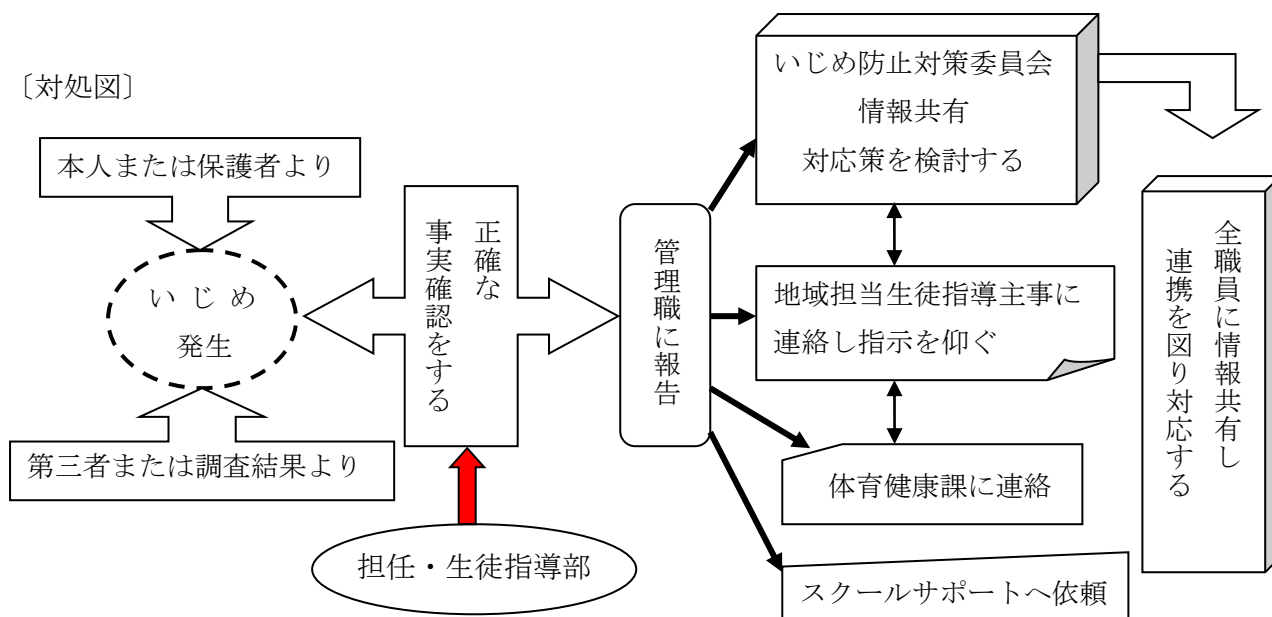
(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- ・特定の生徒の名前を常に出したり、仕事を押しつける。

(3) 学校姿勢（自校の課題）

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・些細な事として見過ごさず、いじめの芽が小さいうちに刈り取る意識を教職員に持たせる。

3 いじめ問題発生時の対処



(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第 23 条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織対応]

- ・いじめ防止対策委員会による対応
 - ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応順序]

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第 28 条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

[学校主体による調査組織の編成]

- ・いじめ防止対策委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
- ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめ防止等の対策のための組織（法：第 22 条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称] いじめ防止対策委員会

[組織の構成員]

- ・学校関係者（8名）
校長、教頭（生徒指導担当）、教務部長、生徒指導部長、特別活動部長、
渉外部長、教育相談担当教諭、年次主任代表
- ・第三者（3名）
専門機関（臨床心理士）、PTA 役員代表、学校評議員代表

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年 3 回の迷惑調査結果を踏まえ委員会を開催し、学校が行った対応結果および問題点を挙げその対応を話し合う。

- ・事案に対する学校側の対応について、第三者委員からご意見・ご助言をいただき、今後の問題解決に向かう。
- ・年 2 回、学校委員と第三者委員で委員会を開催する。3 回目は学校委員で行い年度の反省および次年度に向けて話し合う。

(2) 学校及び各分掌の取り組み

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操教育や道徳教育を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・職員会議の審議の後に、情報交換を行い、気になる生徒の動向について全職員に周知させる。
- ・いじめ対応に係わる教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」を実施し状況を把握する。

県のいじめ調査の実施（7 月・12 月・3 月）

学校独自の**迷惑調査を 3 回実施**する（5 月・11 月・2 月）

○ **調査結果を基に、担任が実態を探り初期対応をする。**

- ・教育相談体制を整え、全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用する。
 - 4 月にクレペリン検査を実施し、そのデータを有効活用するために、業者による研修会を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を全校集会・学年集会・HRにおいて、定期的実施する。
- ・必要に応じて、外部機関との連携を図り、適切な対応ができるようにする。
- ・MS リーダーズ活動を通じて、交通事故防止・挨拶運動・地域清掃・非行防止啓発活動等を実施し、社会貢献活動（ボランティア活動）により社会の一員としての自覚を育成する。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
 - 授業開始の挨拶をしっかりとさせることから、参加する態度を養わせる。
 - 常にわかる授業に心がけ、生徒に達成感を味あわせる。
- ・教員間において、授業見学を実施しお互いの良いところ・悪いところを指摘し合い、教員としての技量の向上に結びつける。
- ・生徒の意見を聞く授業評価アンケートを実施し、生徒から見た授業進度・授業内容・理解度・要望等を踏まえ、わかる授業の展開に努める。

【進路指導部】

- ・お互いの進路希望に対し、認め合い応援し合える態度を養う指導をする。
- ・自分の能力、学力を知ることにより、目標設定をしっかりとさせる。
- ・ライフプランを立て、自分の生きる道を描かせることにより意欲的に考える力を養う。

- ・インターンシップやマナー講座等を通じて、社会における規律や人間関係を育成する。

【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・居場所作りや絆作りを推進するため、学校行事における全体・学年・クラス内の協力、協調性を養う。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせる。人間形成の最高の現場である。
- ・お互いを高めあえる組織を目指す。
- ・他の部活動も応援し、競い合える関係を築くことにより、更に活気ある部活動になる。

【渉外部】

- ・保護者に向けた、いじめ防止に関する研修会または講演会を企画・開催する。
- ・PTA役員が中心となり、学校行事・交通安全指導等に参加し、生徒の学校生活を見守る。

(3) 年間計画案

月	行事	取り組み内容
4	個人懇談 (4/13～24) SKK クレペリン検査 (4/21) 第1回いじめ防止職員研修会 (4/1) 第3回県いじめ調査 (前年度分) 情報モラル講話①(4/15) 情報モラル講話②(4/22) 防犯講話 (岐阜南警察署生安課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生活への不安や悩みを聞く ・個人の特性等を把握する ・学校の方針と具体的対応を確認する ・いじめ調査 (前年度分) ・2年次生を対象に実施 ・1年次生を対象に実施 ・少年非行等について講話
5	第1回迷惑調査 (5/11) 情報モラル講話③ (5/20)	<ul style="list-style-type: none"> ・迷惑調査を実施し、担任を中心に事情を聞き対応する (生徒の実態を探る)。 ・3年次生を対象に、KDDI から講師を招き講話を依頼。
6	生徒指導職員研修会 (6/1) SKK クレペリン検査結果説明(6/2) 第1回いじめ防止対策委員会 (6/4)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等から心配な生徒情報を収集し、全職員で共通理解を図る ・検査の分析結果を基に、生徒の指導方法に役立てる ・迷惑調査の結果を踏まえ、問題点を挙げ対応策を話し合う
7	保護者懇談週間 (7/13～17) 第1回県いじめ調査(4月～7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の状況の報告および家庭生活の状況を確認する ・いじめ調査(4月～7月)報告
8	個人懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の生活・心理の変化を探る

9	第 2 回いじめ防止職員研修会 (職員会議 9/9) 教育相談職員研修会 (9/29)	<ul style="list-style-type: none"> ・ HR 担任から、生徒の実態を聞く (夏休み明けの生徒情報交換) ・ 生徒の指導に関する教育相談的手法について研修を行う
10		
11	第 2 回迷惑調査 (11/4) 生徒指導講話 (11/4) 第 2 回いじめ防止対策委員会 (12/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 回目の迷惑調査 (全校) を実施する ・ 安全で安心な学校生活を送るために ・ 迷惑調査の結果を踏まえ、問題点を挙げ対応策を話し合う
12	人権に関する HR (12/9) 保護者懇談会 (12/16～22) 第 2 回県いじめ調査(8 月～12 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権について考える (LHR) ・ 学校生活の状況の報告および家庭生活の状況 (進路を含む) を確認する ・ いじめ調査 (8 月～12 月) 報告
1	第 3 回いじめ防止職員研修会 (職員会議 1/14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬休み明けの生徒情報交換
2	第 3 回迷惑調査 (2/15) 第 3 回いじめ防止対策委員会 (学校委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迷惑調査 (1・2 年次生) ・ 年間の取り組みの検証と課題
3	第 4 回いじめ防止職員研修会 (職員会議 3/)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の反省と来年度に向けての方針